

介護予防通所リハビリテーション利用料（1割負担）

◇基本のサービス費用

（単位）

	要支援1	要支援2
施設利用料	2,268	4,228
サービス提供体制強化加算	88	176
1日の基本利用単位（点）	2,356	4,404

※介護報酬1単位当たりの単価 6級地 10.33円

上記基本利用単位×10.33円	24,337	45,493
利用者負担額（1割）	2,434	4,549

介護予防通所リハビリテーション利用料（2割負担）

◇基本のサービス費用

（単位）

	要支援1	要支援2
施設利用料	2,268	4,228
サービス提供体制強化加算	88	176
1日の基本利用単位（点）	2,356	4,404

※介護報酬1単位当たりの単価 6級地 10.33円

上記基本利用単位×10.33円	24,337	45,493
利用者負担額（2割）	4,867	9,099

介護予防通所リハビリテーション利用料（3割負担）

◇基本のサービス費用

（単位）

	要支援1	要支援2
施設利用料	2,268	4,228
サービス提供体制強化加算	88	176
1日の基本利用単位（点）	2,356	4,404

※介護報酬1単位当たりの単価 6級地 10.33円

上記基本利用単位×10.33円	24,337	45,493
利用者負担額（3割）	7,301	13,648

◇1日あたりの食費等

食費		700
教養娯楽費 ※2		100
日用品費 ※3		180

◇その他の加算

(単位)

若年性認知症利用者受入加算 若年性認知症の利用者に通所リハビリテーションサービスを行なった場合に1日につき加算されます。	240
生活行為向上リハビリテーション実施加算 生活機能が低下し医師が必要性を認めた者に対し、日常生活動作が向上するよう目標を立て実施計画に沿ったリハビリテーションを行った場合に1月につき加算されます。専門的な知識を有する作業療法士や研修を終了した理学療法士、言語聴覚士が配置されていること。	562
栄養改善加算 低栄養状態にある方又は、そのおそれのある方に対して、低栄養状態の改善等を目的として、栄養食事相談等の栄養管理を個別に行った場合に加算されます。(3ヶ月以内の期間に限り1ヶ月に2回を限度)	200
口腔機能向上加算 口腔機能向上を目的として口腔清掃や嚥下機能に関する訓練を行い利用者の口腔機能向上を個別に行った場合に1月につき加算されます。	150
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 利用者の栄養状態に係る情報を介護支援専門員に文書で共有した場合に加算されます。(6月に1回を限度)	5
科学的介護推進体制加算 利用者の状況等の係る基本的な情報を厚生労働省に提出した場合に加算されます。	40
予防通所リハ12月超減算 利用を開始した月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリを行った場合(3月に1回のリハビリ会議の開催等、要件を満たさない場合)に1月につき加算されます。	支援1 -120 支援2 -240
退所時共同指導加算 退所前のカンファレンスに理学療法士等が参加し介護保険のリハビリを行った場合に退院時1回に限り加算されます。	600
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	ご利用単位数×86/1,000

◇その他のご利用者負担

(3) おむつ等	実費相当額
(4) タオル等	実費相当額
(5) 医薬消耗品(ガーゼ等)	実費相当額

※2 教養娯楽費

(レクリエーションやクラブ活動で使用する折り紙、絵の具、粘土など、また風船、ボールなどの遊具ビデオ、カラオケソフトなどの提供費用。)

※3 日用品費

(せっけん、シャンプー、リンス、ティッシュペーパー、などの提供費用。)